

青森大学学監選任規程

(目的)

第1条 この規程は、青森山田学園組織事務分掌規程第8条に基づき学監の選任について定める。

(資格)

第2条 学監は、人格高潔で学識が優れ、かつ青森大学の教育に関し識見を有するものでなければならない。

(選任手続)

第3条 学監は、理事長の承認を得て、学長がこれを命ずる。

附 則

1. この規程は、平成4年4月1日から施行する。
2. この規程の改正は、平成5年8月1日から施行する。